



# 鳥取県公報

平成 21 年 7 月 21 日 (火)  
第 8 1 1 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	介護保険法による指定調査機関の指定 (471) (長寿社会課) . . . . . 2
	介護保険法施行令による調査員養成研修機関の指定 (472) (〃) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定 (473) (耕地課) . . . . . 2
	公有水面の埋立ての免許 (474) (空港港湾課) . . . . . 3
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (13) (教育総務課) . . . . 4
◇ 公 告	平成 21 年度屋外広告物講習会の開催 (景観まちづくり課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第471号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第1項の規定に基づき、指定調査機関を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日
有限会社保健情報サービス	米子市宗像 53-46	米子市西福原二丁目 1-1	平成21年7月6日
特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構	鳥取市湖山町北二丁目 116-3	鳥取市湖山町北二丁目 116-3	〃
特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス	鳥取市湖山町東二丁目 164	鳥取市湖山町東二丁目 164	〃
特定非営利活動法人未来社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	倉吉市宮川町 188-9	倉吉市宮川町 188-9	〃
	鳥取市伏野 1729-5	鳥取市伏野 1729-5	〃

## 鳥取県告示第472号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の7第1項の規定に基づき、調査員養成研修を行う者を指定したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	業務を行う事務所の所在地	指定年月日
有限会社保健情報サービス	米子市宗像 53-46	米子市西福原二丁目 1-1	平成21年7月8日
特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構	鳥取市湖山町北二丁目 116-3	鳥取市湖山町北二丁目 116-3	〃
特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス	鳥取市湖山町東二丁目 164	鳥取市湖山町東二丁目 164	〃

## 鳥取県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業名和2期地区農業用排水、区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成21年7月21日から同年8月10日まで
- 3 縦覧に供する場所  
大山町役場
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

---

**鳥取県告示第474号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により告示する。

平成21年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 免許の日  
平成21年7月15日
- 2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所  
鳥取県  
鳥取県知事 平井 伸治  
鳥取市東町一丁目220
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
境港市相生町28-3の地先公有水面
  - (2) 区域  
次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
    - 1の地点 境港市岬町44-1に所在する岬四等三角点（北緯35度32分42秒、東経133度14分42秒）から286度42分34秒、1,121.56メートルの地点
    - 2の地点 1の地点から100度42分11秒、26.02メートルの地点
    - 3の地点 2の地点から190度42分11秒、5.42メートルの地点
    - 4の地点 3の地点から190度42分11秒、4.40メートルの地点
    - 5の地点 4の地点から280度42分22秒、26.02メートルの地点
    - 6の地点 5の地点から10度42分11秒、4.40メートルの地点
  - (3) 面積  
255.6平方メートル
- 4 埋立に関する工事の施行区域
  - (1) 位置  
境港市相生町28-3の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からFの地点までを順次に直線で結んだ線及びFの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 境港市岬町44-1に所在する岬四等三角点（北緯35度32分42秒、東経133度14分42秒）から288度11分31秒、1,215.38メートルの地点

Bの地点 Aの地点から101度00分00秒、134.32メートルの地点

Cの地点 Bの地点から190度48分12秒、62.36メートルの地点

Dの地点 Cの地点から280度32分12秒、58.25メートルの地点

Eの地点 Dの地点から10度47分52秒、22.76メートルの地点

Fの地点 Eの地点から280度43分34秒、76.20メートルの地点

(3) 面積

6,710.8平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

**教 育 委 員 会 告 示**

**鳥取県教育委員会告示第13号**

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年7月21日から施行する。

平成21年7月21日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県教育委員会任期付職員（育児	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある	〃	教育委員会教育総務課、小中学校課	鳥取県教育委員会任期付職員（育児	〃	〃	教育委員会教育総務課、小中学校課

休業職員 の代替職 員) 採用 試験	<u>場合におけ る試験種目 ごとの得点</u>		及び高等 学校課
略			
鳥取県立 特別支援 学校高等 部入学者 選抜	鳥取盲学校 高等部保健 理療科及び 専攻科理療 科にあって は学力検査 の教科ごと の得点及び 合計得点並 びに面接の 結果、鳥取 盲学校高等 部普通科及 びその他の 特別支援学 校にあって は諸検査及 び面接の結 果	入学者選 抜受検者 にあって は入学者 選抜合格 発表日か ら、再募 集入学者 選抜受検 者にあっ ては再募 集入学者 選抜合格 発表日か ら1月間	各県立特 別支援学 校
鳥取県教 育委員会 事務局教 育総務課 臨時的任 用職員採 用試験	合計得点及 び順位並び に試験種目 が複数ある 場合におけ る試験種目 ごとの得点	試験結果 の通知日 から1月 間	教育委員 会教育総 務課
鳥取県教 育委員会 事務局教 育環境課 非常勤職 員採用試 験	〃	〃	教育委員 会教育環 境課
略			
鳥取県立 学校非常 勤職員 (ホーム ページリ ニューアル	面接試験の 得点及び順 位	〃	教育委員 会高等学 校課

休業職員 の代替職 員) 採用 試験			及び高等 学校課
略			
鳥取県立 特別支援 学校高等 部入学者 選抜	鳥取盲学校 高等部保健 理療科及び 専攻科理療 科にあって は学力検査 の教科ごと の得点及び 合計得点並 びに面接の 結果、鳥取 盲学校高等 部普通科及 びその他の 特別支援学 校にあって は諸検査及 び面接の結 果	入学者選 抜受検者 にあって は入学者 選抜合格 発表日か ら、再募 集入学者 選抜受検 者にあっ ては再募 集入学者 選抜合格 発表日か ら1月間	各県立特 別支援学 校
鳥取県教 育委員会 事務局教 育環境課 非常勤職 員採用試 験	<u>合計得点及 び順位並び に試験種目 が複数ある 場合におけ る試験種目 ごとの得点</u>	<u>試験結果 の通知日 から1月 間</u>	教育委員 会教育環 境課
略			
鳥取県立 学校非常 勤職員 (ホーム ページリ ニューアル	面接試験の 得点及び順 位	〃	教育委員 会高等学 校課

ル 支 援 員) 採 用 試 験				ル 支 援 員) 採 用 試 験			
鳥 取 県 立 特 別 支 援 学 校 非 常 勤 職 員 採 用 試 験	合計得点及 び順位並び に試験種目 が複数ある 場合におけ る試験種目 ごとの得点	”	教育委員 会特別支 援教育課	鳥 取 県 立 特 別 支 援 学 校 非 常 勤 職 員 ( 図 書 館 事 務 補 助 ) 採 用 試 験	試験種目ご との得点及 び合計得点 並びに順位	”	教育委員 会特別支 援教育課

## 公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成21年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成21年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成21年9月14日（月） 午後2時から午後5時まで	鳥取県庁第2庁舎4階 第33会議室	広告物の施工に関する事項
同月15日（火） 午前10時から午後4時30分まで		広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項

### 2 受講申込手続

#### (1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部・中部・西部総合事務所の生活環境局建築住宅課、八頭・日野総合事務所の県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3577>）において配布する。

#### (2) 受講申込書の受付期間

平成21年9月4日（金）まで（土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年9月4日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

#### (3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、(ア)の場所に送付すること。

##### ア 平日の提出先

(ア) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（鳥取県庁本庁舎7階）

(イ) 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課

(ウ) 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所県土整備局維持管理課

(エ) 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

(オ) 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

(カ) 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

イ 日曜日の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県文化観光局交流推進課旅券係（鳥取県庁本庁舎1階）

### 3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、証紙による方法以外の方法によることができるので、5の問合せ先に確認すること。

### 4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

### 5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（電話0857-26-7363）